

経済産業省 補正予算等関連（案）

23年4月13日時点
経済産業省

1. 中小企業等対策

(1) 資金繰り支援

(A) 中小企業向け

被災中小企業に対して、日本公庫等の災害復旧貸付や災害関連保証（100%保証）を発動するとともに、セーフティネット保証（100%保証）について4月以降も原則全業種で実施中。

中小企業は今般の震災により直接・間接に大きな被害を受けて極めて厳しい状況にあるため、信用保証や公的融資について、間接被害を受けている者も含めて、利用枠の拡大や金利引き下げなど内容を大胆に拡充した震災対応の金融制度を創設し、資金繰りに万全を期す。

①保証協会による『東日本大震災復興緊急保証（仮称）』

直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業者を対象とした新たな保証制度『東日本大震災復興緊急保証（仮称）』を創設し、中小企業者やその関係者に安心感をもたらすために必要な保証枠を確保するとともに、保証限度額及び保険填補率についても大幅に拡充する。

【保証限度額】 災害関係保証等と合わせて、無担保1億6千万円、最大で5億6千万円の枠を利用可能。（一般保証とも別枠）

【保証割合】 融資額の全額を保証（100%保証）

【保険填補率】 9割（現行7～8割を引き上げ）

②日本公庫・商工中金による『東日本大震災復興特別貸付（仮称）』

直接的又は間接的に著しい被害を受けた中小企業者等を対象とした新たな融資制度『東日本大震災復興特別貸付（仮称）』を創設し、必要な融資枠を確保するとともに、金利引き下げ措置、貸付限度額、据置期間を大幅に拡充する。

(B) 中堅・大企業向け

①中堅・大企業向け緊急金融支援パッケージ

震災の影響により経営に支障が生じている中堅・大企業に関し、①商工中金・政策投資銀行による長期資金の融資『危機対応貸付』の枠の拡充、②中堅・大企業の信用力の補完（損害担保）、③利子補給、④産活法認定企業に対する指定金融機関からの出資の円滑化を図る。

これにより、取引関係のある中小企業の事業安定にも寄与する。

(C) その他

①危機対応業務に係る出資期限、政府株売却の起算時期等の延長

株式会社商工組合中央金庫が震災対応の危機対応業務を万全に行っていくために、政府の危機対応業務に対する出資期限（平成23年度末）や、政府株売却の起算時期（平成24年4月）等を延長する。

(2) 工場等の復旧への支援

①中小企業等が一体となった施設復旧・整備への支援

被災地域の中小企業等の事業者が一体となって進める再建計画を都道府県が認定し、その計画に不可欠な施設の復旧・整備を国と都道府県が連携して補助金により支援するとともに、被災した商店街の施設復旧・修繕を支援。

また、津波等により壊滅的な被害を被った地域などにおいて、被災地域の要請に基づき、中小企業基盤整備機構が仮設のものも含め貸工場・貸店舗等を整備する。

※既に、平成22年度補正予算や23年度当初予算の活用により、被災した商店街施設の復旧支援を実施中。

②復旧・復興のための支援専門家派遣

工場等の復旧・復興に必要な人材不足を補うため、巡回アドバイザーや専門家を派遣。設備修理の技術サポート、経営相談、まちづくり相談などをきめ細かく実施する。

※既に、中小機構が盛岡、仙台、福島に支援拠点を設置するなど、23年度予算を活用し、事業を開始中。

など

2. 石油・ガス・LPガスなどエネルギー供給施設の復旧等を支援

①被災地での簡易SS設置等支援

地震・津波によって営業不能になったSSの仮営業のための移動式給油機の設置等を支援する。

②被災地SSの早期復旧支援

被災地域の損壊したタンクなどの補修（約500カ所）や全壊したSSの撤去、再開時の安全点検（約1500カ所）を強力に支援する。

③被災地SS向け資金繰り対策

運転資金の100%の信用保証枠を創設し、被災地域のSSの資金繰りを支援する。

④特定被災地域向け石油供給支援

津波等による損壊で通常の信用取引が困難な被災地域にあるSSの貸し倒れリスクを国が負担することで、当該地域への石油製品の安定的供給を支援する。

⑤油槽所機能の復旧

被災地等への石油製品供給の重要拠点となる東北太平洋岸の油槽所機能の早期復旧を図る。

⑥被災ガス、LPガス関連設備の復旧

壊滅的な被害を受けた宮城県・岩手県・福島県におけるガス関連設備やLPガス関連設備の復旧を支援する。

(※前掲「中小企業等が一体となった施設復旧・整備への支援」の内数)

など

3. 電力需給ギャップ（特に夏場）を解決する（関東・東北圏内）

(1) 電力供給力強化のための対策

①自家発電設備等の新增設・増出力に対する支援

計画停電回避のため、自家発電設備の新增設・増出力、及び、休眠している自家発電設備の立ち上げを行う事業者へ設備導入や燃料費を補助する。

②地域間連系設備等による電力融通強化に向けたプラン策定

中部－東京間、北海道－東北間等の電力融通を行う連系設備等を強化するための今後の工程表、マスタープランを早急に策定する。

(2) 電力需要抑制のための対策

①国民・産業界に対する節電広報

オフィスビルや中小製造者などの小口需要家に、自主行動計画の策定を促し、節電を促進する。家庭に対しては、具体的な節電方法を広報し、国民レベルの節電を促す。

②節電サポート事業

削減ポテンシャルの大きい小口需要家（約20万戸）に対しては、エネルギー管理士や電気主任技術者等の専門家が個別に訪問し、業務実態に応じた具体的な節電方法をアドバイスする。

など

4. 原発事故に対する早期対応

①事故原因の徹底究明等

福島第一原発の事故が収束する以前から、現場に入って情報収集や分析を行うなど事故原因の徹底究明を行う。同時に、東日本大震災を踏まえた重大な事故に対する安全対応策の見直しや津波対策等の強化を早急に行う。

②周辺住民向け巡回相談・電話相談の更なる強化

原発被災者が身を寄せるすべての避難所を直接訪問し、原発事故で不安が高まっている周辺住民からの相談にきめ細かく対応する。同時に、いつでも相談に応じられ、かつ、必要に応じて関係機関を紹介する電話相談窓口も強化する。

※4月上旬より当省職員を原発事故被災自治体に常駐派遣し、原子力被災者生活支援チームおよび現地対策本部と連携しつつ、被災自治体業務の支援を実施中。

③輸出品の線量検査補助

風評被害による物流の停滞を防ぎ貿易の円滑化を図るため、政府による風評被害対策の一環として輸出品に係る放射線量検査の検査料を補助する。

※いわゆる風評被害を回避し、日本の経済活動の円滑な実施を確保するため、上記に加え、以下の取組みを実施中。

- ・各国・地域のとっている措置の調査、風評被害を回避するための在京の外交団に対するブリーフィング、在外公館等を通じた説明や申入れ。
- ・JETROにおいて、海外とのビジネスにトラブルが発生した場合の対応などについて緊急相談窓口を設置。
- ・検査機関の紹介、商工会議所による簡便な証明の周知。
- ・NEXIにおいて、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失が貿易保険のてん補対象となり得ることについて具体的事例を挙げて周知するとともに、東日本大震災を受けた貿易取引等に関する相談を広く受け付ける相談窓口を設置。

④ネット上の不正確情報の監視等

周辺住民が不安にならないように、今回の原子力災害を鑑みた放射線影響に関する情報の提供等をきめ細かく行うとともに、インターネット上の不正確な情報を監視し、それに対して正しい情報を発信する。

⑤緊急時における対応体制の確保

津波等により使用不能となったオフサイトセンターの代替施設を確保するとともに、損壊した通信機器、防災資機材等を早急に復旧する。

など

5. インフラ復旧支援

①産業インフラ復旧支援

産業インフラとしての工業用水道（25箇所）復旧のため8県2市村に支援する。支援にあたっては、今回の震災の被害状況に鑑み、従来の補助率を嵩上げする。（嵩上げにより費用の8／10を補助、現行予算措置で4／10等）

②経済産業省関連施設の復旧

水没・全滅した岩手県の久慈基地（石油備蓄基地）地上設備や被災した希少金属国家備蓄倉庫（茨城県）などの施設復旧を行う。

など

東日本大震災に係る中小企業対策について

平成23年4月13日 中小企業庁

事項	公表日	対策
1. 相談・経営支援	①特別相談窓口の設置	3月11日 全国の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部及び経済産業局に特別相談窓口を設置。
	②ワンストップ電話相談の実施	3月1日 資金繰りや経営支援など幅広く相談を受けて、専門家から回答する「中小企業ワンストップ電話相談」を実施(電話番号:全国一律0570-064-350)。3月のみならず4月以降も継続。
	③被災地への専門家チームの派遣・現地支援拠点の設置	3月29日 中小企業基盤整備機構が、被災地の実態を把握しつつ中小企業へのアドバイスを行うべく、経営支援等の専門家チームを派遣し、また、仙台、盛岡、福島に現地支援拠点を設置することを決定。
	④被災地における出張相談会(金融相談)の開催	3月31日 日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が、被災地(青森県、岩手県、宮城県、福島県等)に出張し、中小企業からの金融相談を受け付ける出張相談会を実施。
2. 広報	①広報体制の強化	3月16日 政府及び政府関係機関の中小企業施策関連情報を、中小企業関係機関経由で提供し、提供を受けた機関は、傘下の地方支部局や構成団体を含むネットワーク、情報提供ツールを最大限に活用し、可能な限り会員や取引先以外の中小企業者にも広く情報提供。
	②「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック」等の配布	3月31日 4月13日 中小企業者向け資金繰り支援策を分かりやすくまとめた「中小企業向け資金繰り支援策ガイドブック」を約13万部作成し、商工会・商工会議所の協力により、3月31日から、避難所を含め全国に配布(同時に、中小企業庁HPにアップするとともに、中小企業関係の65団体・機関にメールで配信)。さらに、各省庁の協力を得て、金融面(資金繰り)、雇面(雇調金・失業給付)、税制面の支援策を一冊にまとめた「中小企業向け支援策ガイドブック」を作成。初版6万部を印刷し、4月13日に全国に発送。また、全国商工会連合会・日本商工会議所も、同様のガイドブックを計25万部作成し、会員以外も含め、広く全国の中小企業者に配布。
3. 金融	①既往債務の返済条件緩和等	3月11日 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応。
	②日本政策金融公庫、商工組合中央金庫における返済条件緩和の遡及適用	3月14日 今般の地震災害等の影響で既往債務の延滞が生じている場合で、返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予に対応すること、また、提出書類の簡素化や契約手続きの迅速化を行うことで、被災した中小企業の負担軽減を実施。
	③災害復旧貸付及びその金利引下げ措置の実施	3月11日 3月12日 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、被災中小企業者(取引事業者を含む)に対して、運転資金又は設備資金を別枠で融資する災害復旧貸付を実施(全国)。特段の措置として、貸付後3年間、借入額のうち、1000万円を上限として基準金利から0.9%の金利引下げを実施。
	④日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の金利減免措置	3月31日 日本公庫によるセーフティネット貸付について、平成23年度予算等を活用し、①業況が厳しく、3%を超える金利が適用される者に対する金利減免措置、②売上減少や雇用の維持・拡大等の要件を満たす中小企業に対する、貸付後3年間の最大0.5%の金利引下げ措置を実施。
	⑤商工中金による危機対応貸付の発動	3月31日 平成23年度予算等を活用し、今般の風評被害などの間接被害を含めた震災等の影響を受けた中小企業者を対象とした、商工組合中央金庫による危機対応貸付(日本政策金融公庫からの損害担保を付すことにより、長期・低利の融資を促進するもの)を実施。
	⑥マル経融資の要件緩和	3月31日 日本政策金融公庫による小規模事業者向け無担保・無保証人による低利融資(マル経融資。貸付限度額1,500万円)について、迅速な復興資金の供給の観点から、商工会、商工会議所の経営指導員が濃密な指導を行うこと等により経営指導期間にかかわらず融資の推薦を行うことなどを実施団体(全国商工会連合会商工会、日本商工会議所)に要請。
	⑦信用保証協会における中小企業の負担軽減	3月14日 審査書類の簡素化や契約手続き等の迅速化、返済期日経過後の期日延長や返済方法の変更等を通じ、被災した中小企業の負担軽減を実施。
	⑧災害関連保証の実施	3月12日 直接的に被害を受けた中小企業者に対して、信用保証協会が別枠で保証を実施(100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円)。
	⑨セーフティネット保証(5号)の対象業種の拡大	3月23日 平成23年4月からの信用保証協会によるセーフティネット保証について、昨年7-9月期のデータを基に判断した48業種で実施するのではなく、その業種判断を据え置いて、平成23年度上半期は82業種で実施(売上高が相当程度減少している中小企業者が対象)。
	⑩小規模企業者等設備導入資金貸付等の償還期間延長	3月12日 小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金・支払金の償還期間を2年延長(7年以内→9年以内)。
	⑪高度化貸付の債権放棄・償還猶予・返済期限の延長	4月5日 都道府県と中小企業基盤整備機構が行う、組合等による工場団地の施設整備等に対する貸付(高度化貸付)について、整備した施設・資産が被災する等により事業継続が困難になった事業者に対し、債権放棄や償還猶予、返済期限の延長を迅速に行うことを都道府県知事及び中小企業基盤整備機構に要請。
4. 共済等	①小規模企業共済の災害時貸付等	3月11日 3月18日 中小企業基盤整備機構が実施する小規模企業共済の契約者のうち、①今般の災害により被害を受けた者に対して低利な災害時貸付を適用(3月18日の追加措置により、貸付金利の無利子化(直接罹災者に限る)や貸付限度額の引上げ等も実施)するとともに、②計画停電等により売上高が急激に減少することが見込まれる者に対して低利な緊急経営安定貸付を適用し、③共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、④共済金支払いの迅速化等もあわせて実施。
	②中小企業倒産防止共済の返済期限の延長等	3月11日 中小企業基盤整備機構が実施する中小企業倒産防止共済の契約者のうち、今般の災害により被害を受けた者に対し、①共済掛金の納付・共済金貸付金の返済支払いの猶予、②共済金支払いの迅速化等を実施。
	③中小企業倒産防止共済制度の運用改善	4月8日 中小企業倒産防止共済制度(連鎖倒産防止のため、売掛金債権のある取引先が倒産した場合に、掛金総額の10倍を限度として無担保・無保証で無利子貸付けを行う共済制度)に関して、今般の災害で適用された、手形・小切手が不渡りとなっても取引停止とならないとの猶予措置のケースについても、倒産状態にあるとして貸付けが受けられるよう省令を改正。
	④日本貿易保険の契約諸手続きの猶予等	4月11日 日本貿易保険が、被災中小企業者に対し、①各種申込、申請、通知等の手続や保険料納付の期限の猶予、②損失防止軽減義務や回収義務等の被保険者の義務の猶予・減免、③未経過保険料の全額返還、サービサー回収費用の全額免除等による被保険者の経済的負担の減免、を実施。
5. 災害復旧	①事業協同組合等の施設の災害復旧支援	3月12日 都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業への補助に対し、都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国がその経費の2/3を補助。
	②被災した商店街の災害復旧支援	3月23日 4月11日 被災地での地域コミュニティの機能回復に向け、被災した商店街の復旧を支援する事業(商店街の設備の一部補修や障害物の除去等に係る経費に対して定額を補助)を既存の予算を活用することにより実施。さらに、募集終了後も制度活用への強い要望が寄せられたことを受け、平成23年度事業として再度募集を実施する。
	③仮設店舗、仮設工場等の整備	4月11日 中小企業基盤整備機構が、東日本大震災により大きな被害を受けた地域において、仮設店舗・仮設工場等の整備を実施。また、制度の前提となる具体的なニーズの把握と準備のため、中小企業庁や中小企業基盤整備機構等の職員計43人を岩手県、宮城県、福島県等に派遣。
6. 官公需における被災中小企業の受注機会の増大	3月25日 今般の災害による影響を受けた中小企業者に関して、官公需における一層の受注機会の増大を図るため、きめ細かな相談対応や発注情報の積極的な提供に加え、平成22年度内の履行が困難となった契約について繰越等の措置を必要に応じて講じることを各府省等に要請。	
7. 被災者への施設提供	3月17日 被災地及びその周辺に所在する中小企業基盤整備機構の26施設のうち安全が確保されたものについて、被災した自治体の要請に応じ、自治体に提供。	
8. 東北地方太平洋沖地震中小企業対策連絡本部の設置	3月22日 全国的に多数の中小企業に深刻な影響が生じている現状を踏まえ、必要な中小企業対策を検討・実施していくため、政府と中小企業関係機関が、中小企業の被災状況や、被災中小企業救済に係る取組状況、今後取り組むべき施策の在り方等について情報共有と意見交換を実施(本部長:中山義活経済産業大臣政務官)。3月22日に第1回、31日に第2回を開催。	

東日本大震災により被災された 中小企業の方々の現状と課題について

中小企業庁

【中小企業庁職員の出張報告、中小企業団体の方々からの情報提供等を基に、業所管官庁の見解を踏まえて作成】

1. 中小企業復興支援の重要性

今回の震災においては、以下のような4つの異なる被災状況が生じているが、共通するのは、各地の中小企業が大きな被害を受けていること。

中小企業は地域住民の生活基盤や雇用の場として、日常に根付いた存在であり、甚大な被害を受ければ失われやすく、地域コミュニティの存続にも影響を及ぼしかねない。

- (1) 津波により被害を受けた地域の課題(資料p1~4)
- (2) 津波を受けていない震災地域の課題(資料p5)
- (3) 原子力発電所の事故による影響(資料p6)
- (4) 全国規模で生じる影響(資料p7~8)

2. 支援を求める声

当面の中小企業支援については、次のような切実な声を踏まえた対応が必要。

- (1) 津波や地震の直接被害はもとより、様々な間接被害を多くの事業者が受けており、つなぎ資金や前向きな投資など多様な資金が求められている。
- (2) 甚大な被害により、大幅な売上減に陥る中で、なんとか雇用を維持したい、そのための支援がほしいとの声が多数上がっている。
- (3) 津波の被害を受けた地域では、中小企業が根こそぎ失われる事態も生じているが、そうした中でも、仮設の店舗があればすぐにでも商売を始めたいといった声が出ており、瓦礫を片づけた軒先で販売を行う事業者も見られる。
- (4) 工場等が損壊した事業者から、同業者と共同して事業を再開したい、元請け企業の助けを借りながらサプライチェーンを復活したい、といった要望が聞かれる。特に沿岸部では、漁業と食品加工の一体再生が求められている。
- (5) 地震の影響を受けた設備の補修等を行う専門人材が不足しており、事業再開が滞っているとの声が出ている。
- (6) 風評被害や遠慮被害により取引が停滞する中で、地域製品の新たな販路を求める声が強い。また、輸出の際に、残念ながら放射線検査を求められる例が増えており、検査体制が足りず、予約が取れない事態が生じている。

3. 自治体や中小企業団体との連携

- (1) 中小企業の支援を行うに当たっては、自治体、中小企業団体（沿岸部の多くは商工会の地域）等と連携し、復興プランを描くことが必要。その際、沿岸部の甚大な被害を受けた事業者の方々からは、場所を移しての再建や共同化などの要望が出る一方で、元の場所に復帰してこれまでどおりの事業をやりたいといった声が出ており、これらに思いを致すことが必要。
- (2) また、震災により相談が多様な点に加速度的に増えており、相談拠点の増強や、相談員の追加配置などにより、十分な相談体制とすることが求められている。

4. 広報の重要性

事業者数が多いこと、小規模の者が太宗を占めることなどから、政府広報が大きく改善しつつあるものの、施策がなかなか知られていない実態がある。

各省の協力により、中小企業の方々に必要な情報を網羅した資料を作成し、中小企業団体と連携して、徹底した広報を行うことが重要。

資料

1. 津波により甚大な被害を受けた地域の中小企業復興の課題

(1) 今回の津波により甚大な被害を受けた地域では、主要産業である漁業及び漁業から派生する食品加工業等が壊滅的な被害を受け、資金面の困難に直面。また、転廃業できなければ、新たな環境で生活していけない事業者も多数存在している。



七ヶ浜町・・
沿岸部は
壊滅的被害



石巻・・
市街地沿岸部



宮古・・
市街地に
まで流された
船舶



塩竈・・
陸地に打ち上げられた
観光船



八戸・・
八戸港に打ち上げられた
船舶

【中小企業等の声】

- ①商工業者が一番不安に思っていることは、建物を喪失し、担保もなく資金を借り入れられず、再建ができるのか？ということ。（岩手県商工会連合会）
- ②資産が滅失しているのだから、無担保・無利子での融資は最低実行してほしい。でなければ、補助金をお願いするしかない、という声が多い。（塩竈商工会議所）
- ③漁業従事者は若くて60歳くらいの高齢者であり、元々今抱えている借金を返したら廃業しようかと考えている人もいる。多くが廃業するのではないか。（多賀城商工会）

1. 津波により甚大な被害を受けた地域の中小企業復興の課題

(2)工場や店舗を失った事業者は、事業再開のための基盤を独自に回復することは困難。他方、地震から三週間が経ち、仮設の店舗や共同工場等についての要望が上がり始め、支援があれば早急に事業を再開したいとの事業者や、仮店舗があればすぐに商売を始めたいとの商店街も現れてきている。



石巻・・
瓦礫の残る
商店街



宮古の商店街・・
津波被害を受けたものの
商店を開けて再開



松島・・
営業再開に向け
復旧を急ぐレストラン



松島・・
営業再開に向け
復旧を急ぐ土産物店

【中小企業等の声】

- ①明日にでも漁に出て、魚を捕り、漁業を再開したい。とにかく魚を売ってお金が入って、仕事が回っていけば、いずれ復活する。(宮古商工会議所)
- ②仮設店舗が40店ほしいという声が届いている。(石巻商工会議所)
- ③店を失った人たちが軽トラックを持ち寄って簡単な市を開催しようとしている。(宮城県商工会連合会)

(参考1)津波による直接の被害を受けた沿岸の漁業地域の状況

1. 今回の津波により被害を受けた地域では、漁業及び漁業から派生する食品加工業等が主要産業となっている。
2. 今回の津波により被害を受けた地域は、元々高齢化が大きく進行しており、漁業の担い手の多くが失われ、港湾や卸売市場、漁船等が大きな被害を受けるなど、産業の基盤が失われるような事態に直面している。
3. また、沿岸の被災地(八戸市、釜石市、石巻市などの38市町村)に立地している企業は約9万社、全国の2%程度であり、その多くは小規模な企業となっている。

漁業従業者数の割合

青森県、岩手県、宮城県、福島県での漁業従業者数は全国の漁業従業者数の約10%を占める。

資料:総務省「平成21年経済センサス」

漁業従業者の平均年齢(2007年)

	青森	岩手	宮城	福島	全国平均
漁業	59.3	57.1	56.5	58.9	55.6
全産業平均	45.8	46.4	43.7	45.6	44.5

資料:総務省「平成19年就業構造基本調査」(歳)
県の財政力指数(2009年度)

被災した沿岸の市町の財政力指数

	(%)	財政力指数
	高齢化率	2009年度
宮古市	27	0.36
大船渡市	27	0.43
陸前高田市	31	0.28
釜石市	31	0.51
大槌町	29	0.32
山田町	28	0.28
石巻市	24	0.51
気仙沼市	26	0.43
東松島市	21	0.45
亘理町	21	0.59
山元町	28	0.41
南三陸町	28	0.31
南相馬市 (旧原町市)	23	0.65

全国平均20.1%

資料:総務省「平成17年国勢調査」及び
総務省ホームページ

※高齢化率とは、総人口に占める65歳以上人口の割合。数字は2005年時点。

青森県:	0.33
岩手県:	0.31
宮城県:	0.54
福島県:	0.46
(参考)	
兵庫県:	0.70
神戸:	0.83(1993年度)
	0.68
	0.83(1994年度)
	0.64
	0.83(1995年度)
	0.61
	0.78(1996年度)
⋮	⋮
	0.73(2009年度)
	0.63

資料:総務省ホームページ

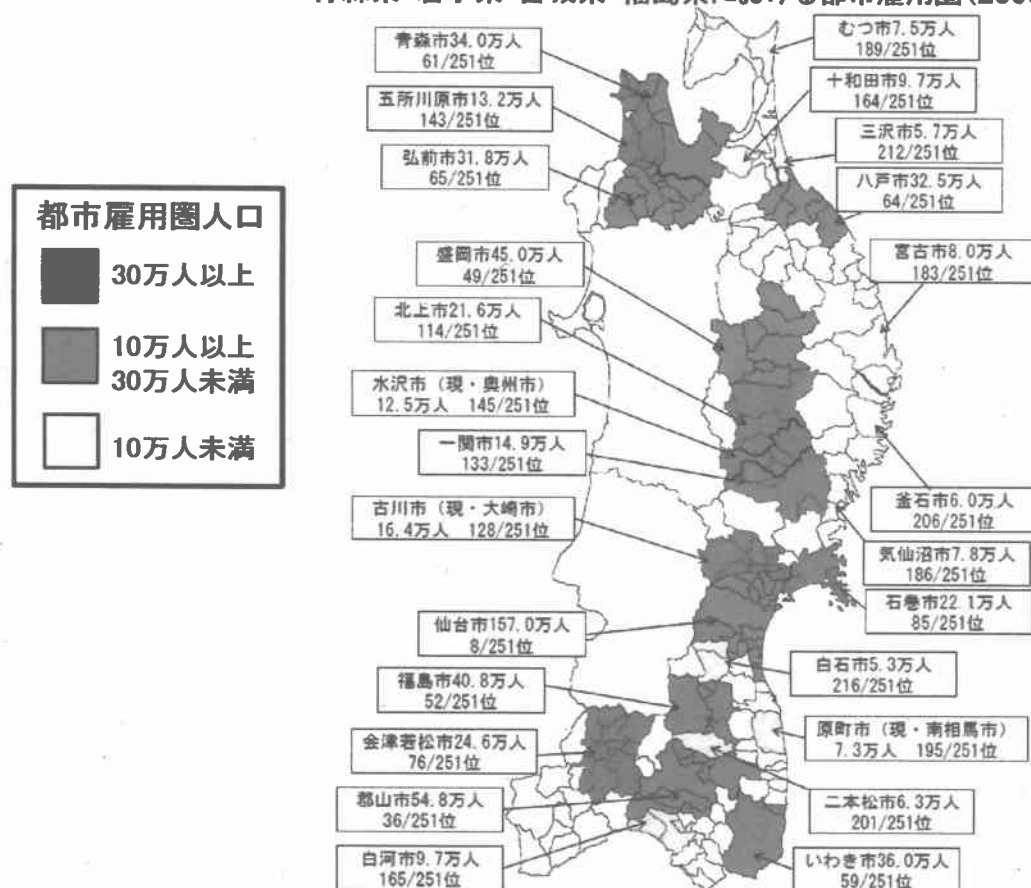
※財政力指数とは、過去3年間の
基準財政収入額/基準財政需要額の平均値。

※沿岸の被災地とは、災害救助法適用の青森県、岩手県、宮城県、福島県の沿岸に所在する市町村とした。

(参考2)小規模都市圏としての地域特性

1. 沿岸の被災地域は、生活面、経済面双方から見て、小規模の都市圏であるものが多く、これらの地域は、大きな都市圏に組み込まれていない。
2. 10%通勤圏を表す都市雇用圏(※1)で見ると、宮古、釜石、気仙沼、南相馬等6~8万人規模の小規模な都市雇用圏が点在している。

青森県・岩手県・宮城県・福島県における都市雇用圏(2005年)



※1 都市雇用圏とは、おおむね①人口集中地区の人口が1万人以上、②周辺市町村から中心市町村への通勤率(通勤者数/就業者数)が10%以上の圏域であり、単一の市町村を超えて形成される通勤圏を表す。このような都市雇用圏は我が国全体で251ある。

※2 1995年の神戸都市圏の人口は、221.9万人。(第5位)

(資料)都市雇用圏ホームページより作成。
<http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/UEA/index.htm>

2. 津波を受けていない震災地域の中小企業復興の課題

(1) 津波の被害を受けていなくても、地震により影響を受けた地域では、引き続き物流に停滞が見られること、建物や設備が破損したこと、設備の保守・点検が受けられないこと、未だガス等の供給に支障が生じていること、などにより、企業や商店街に影響が生じている

(2) 販売、生産の落ち込みから、多くの事業者が、資金手当や雇用維持などの問題に直面している。

【中小企業等の声】

①融資について、長期の据え置き期間が必要という声が多い。(宮城県中小企業団体中央会)

②従業員を休ませている。営業短縮や休業が続けば、特にパート・アルバイトの賃金減少、解雇など雇用機会への影響が心配。(岩手県、商工会)

③従業員の雇用は、ワークシェアリングでは乗り切れない。休業補償するなど手厚い雇用対策が必要。(山形県中央会)

(3) 事業再開に当たって早急に生産設備の修繕・保守を要するが、資金と専門家が不足しており、十分に対応できていない。生産設備等に大きな支障が生じている事業者も存在。

【中小企業等の声】

①組合員の工場にひびが入って修理が必要。機械設備も調整が必要なため業者に依頼しているが、修理の見通しが立っていない。【3月22日】(岩手県、花巻機械工業団地協同組合)

②造船は見通しが立たない。造船は部品を久慈から納入しており、その久慈が壊滅的な被害を受けているため。【3月31日】(青森県八戸市)

③八戸は水産加工業が多く立地する地域であり、設備を石巻から調達していたこともあり、設備の故障・調整等に対応できず操業停止に陥っている工場もある。【3月31日】(八戸商工会議所)

④地震で機械が動いたので調整が必要であるが業者がなかなか来てくれない。当社の場合、精密加工が主力で機械の精度を再調整するのにかなりお金がかかる。(精密金属加工、東京都大田区)

(4) 被災地の売上げ低迷が長期化すれば、地域経済の自律的な回復が妨げられることになりかねない。

3. 原子力発電所の事故による福島県の中小企業への影響

(1) 被災地域周辺で生産された商品では、農産物はもとより、広く安全性への不安が拡大。また、国内の業者が被災地域への輸送を断るケースもある。

【中小企業等の声】

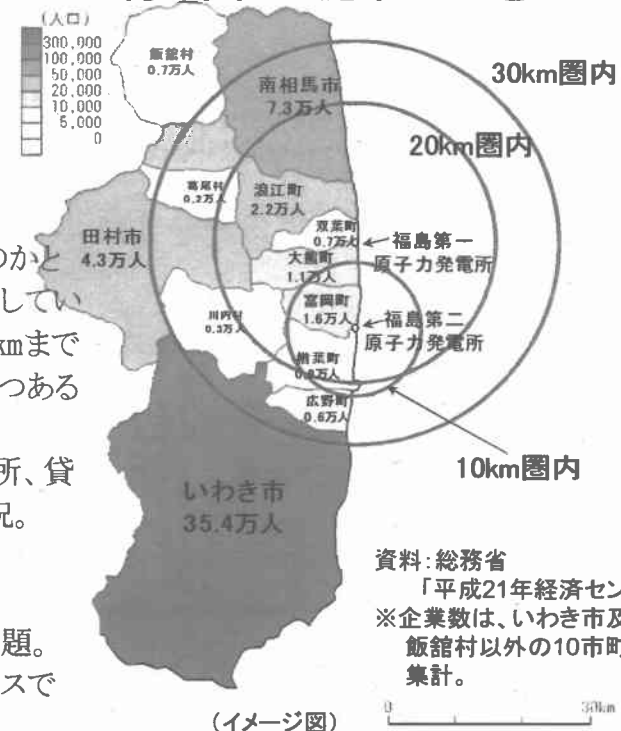
- ①「福島県」と書いてあるだけで商品(味噌)が返品になっている。(郡山商工会議所)
- ②流通業者から喜多方で製造したラーメンは不要といわれている。米もいらないとされていると聞いている。(会津喜多方商工会議所)
- ③工作機械をリースする場合、福島の場合は買取を要求されている。(郡山商工会議所)
- ④トラックが来てくれないため、原材料が入手できない、製品が出荷できないとの相談あり。(福島県商工会連合会)
- ⑤原発の風評被害で、企業間の物流が停滞して、資材が市内まで届かない。(郵便や宅急便は届く)(いわき商工会議所)
- ⑥最大の懸案は、産業が立ち直ったときに、県外・国外で福島県産のものを買ってくれるかという不安。(いわき商工会議所)

(2) 避難指示地域や自主避難要請地域に立地していた中小企業は事業の継続が困難となっており、先行きの見通しも立たないなど非常に大きな影響を受けている。

【中小企業等の声】

- ①原発20km圏内に立地する企業経営者は、一体いつになったら戻ることができるのかと日々考えている。元気のある経営者は、違う場所で事業を行うためすでに走り出しているが、多くの経営者はそこまでには至っていない。厄介なのは、原発20kmから30kmまでの企業で実質的に営業ができない。30km圏外では、大分、企業が現地に帰りつつあるが、実際の営業は難しい面がある。【4月4日】(福島県中小企業家同友会)
- ②浜通りのひとが避難しており、こういうひとが事業を立ち上げる際の支援(貸事務所、貸し工場、貸金助成)を要望。現に、会員よりも、避難者からの相談の方が多い状況。(郡山商工会議所)
- ③生産拠点が相馬以外の地域に移転してしまうことを懸念。(原町商工会議所)
- ④雇用吸収力の大きい基幹企業が引き続き、いわきに残ってもらえるかが大きな問題。ゴーン社長が日産の工場はいわきで頑張ると宣言して頂いたことは明るいニュースで元気が出る。(いわき商工会議所)

30km圏内の市町村には、
約7千社の企業が立地



4. 福島原子力発電所の事故や消費マインドの低下等により全国規模で生じる影響

(1) 原子力発電所の事故や震災の影響で旅行をキャンセル・自粛する動きのほか、消費マインドの低下による飲食業などサービス業への影響、震災地域との取引が困難となることによる影響など、様々な影響が全国規模で拡大しつつある。

また、福島県で生産された商品であるかどうかに関わらず、輸出の際に、海外のメーカーから放射線検査を要求されるケースが出てきている。

(2) 3月14日から行われた計画停電は「不実施が原則」となり、今後は、中小企業も含め相当程度の節電を行っていくことが不可欠となっている。こうした節電の対応は中小企業の生産活動にも大きな影響を及ぼす恐れがある。したがって、電力需給問題については今後とも十分に注視していくことが必要。

東京電力管内の企業数は、71万社(全国割合約40%)あり、その大半は中小企業となっている。さらに、東京商工リサーチのデータでは、主要製造業5業種について、域内企業数と、域内企業と直接取引のある域外企業数を合わせると、全国の約62%を占める。

東京電力管内の電力需給問題により影響を受ける企業数 (株式会社東京商工リサーチのデータ)

	東京電力管内の 企業数	全企業に占める 割合(%)	東京電力管内 企業と取引のある それ以外の地域の 企業数	全企業に占める割合 (%)	合計 企業数	合計割合 (%)
輸送用機械器具	1,560	42.2	1,008	27.3	2,568	69.5
電子部品・デバイス・ 電子回路	1,007	45.9	509	23.2	1,516	69.1
生産用機械器具	3,108	36.7	2,053	24.3	5,161	61.0
化学	1,620	45.6	1,219	34.3	2,839	79.9
食料品	2,941	27.9	2,641	25.0	5,582	52.9
合計	10,236	36.0	7,430	26.1	17,666	62.1

※東京電力管内の都県は、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、東京都、埼玉県、山梨県、静岡県の9都県。

4. 福島原子力発電所の事故や消費マインドの低下等により全国規模で生じる影響

【中小企業等の声】

(ア) 福島原子力発電所の事故による影響

- ① 観光はすべてキャンセルにされており、自殺者も出ており、廃業も出ている。(福島県中小企業団体中央会)
- ② 4～5月に計画していた合計300～400人分のツアーのほとんどが中止。海外は、原発の問題に危機感が強い。(京都府、旅行業)
- ③ 木材製品、機械関係まで放射線検査を求められている。(福島県中小企業団体中央会)
- ④ 被曝していない旨の証明がない限り、船への積み込みを拒まれるケースが出てきている。(愛知県、工作機械製造業)

(イ) 消費マインドの低下

- ① 風評被害のみではなく、イベントの自粛などの「遠慮被害」についても危惧している。会議を開くことすら遠慮されてしまう。(全国商店街振興組合連合会)
- ② 地震のあった3月11日以降、旅館・ホテルのキャンセルが相次いでいる。特に、外国人観光客のキャンセルが増えており、温泉街への影響が心配。(登別商工会議所)

(ウ) 取引関係

- ① 被災や計画停電による操業停止(短縮)で原材料供給が滞り、部品製造に影響。長期化すると、海外メーカー向け輸出用部品が、サムスンをはじめ別の海外メーカーに取って変わられ、復旧後も戻らない恐れあり。(浜松商工会議所)
- ② 大手自動車メーカーも一部車種の生産を再開したが、生産量は1割程度。東北からの部品供給が滞っていることもあり、サプライチェーン全体からみると、当地域の三次・四次にあたる中小企業の資金繰り等について、2～3ヶ月後に大きな影響が顕在化する恐れがある。(中部経済連合会)

(エ) 計画停電が実施されていた際の影響

- ① 1300℃の溶解炉は、通常は電気を用いて12時間かけて冷却するため、計画停電時は稼働率が2割程度に落ちた。計画停電が行われれば、深夜操業も必要となってしまう。(鋳物鋳造、埼玉県川口市)
- ② 計画停電時には、取引先からの注文が計画停電に影響のない同業他社に流れ、注文は減少。(半導体研磨、埼玉県秩父市)
- ③ 計画停電の際には食事の用意ができないので、ホテル側が断っていた例がある。その他、計画停電があると、正常な営業が行えないため、売上減、資金繰り圧迫につながる。(飲食業、理容業、学習塾他)(中小企業団体)

5. 大幅で多様な資金需要への対応の必要性及び雇用維持への支援を求める動き

- (1) 店舗や工場が壊滅した事業者は、既往債務の返済猶予やつなぎ資金の提供が直ちに必要であり、新規借入れについても、無担保、無利子、長期の融資を要望している。
- (2) また、災害対応保証枠を従来の枠とは、別枠に、という声も多い。
- (3) この他、経済的影響が広範囲に及ぶため、業績悪化等の間接的な影響を受ける企業も、金融面で様々な資金不足が発生。

【特別相談窓口寄せられた中小企業からの相談(3月11日～4月11日)】

- ・相談件数: 36,974件(阪神淡路大震災における特別相談窓口と比較し、約2倍のペース)
(相談件数の内訳は、概ね5県(青森、岩手、宮城、福島、茨城)で6割、その他で4割)
- ・うち融資承諾: 1,926件、453億円
- ・うち保証承諾: 1,596件、267億円

- (4) 事業再開に向けて、雇用を維持しようとする中小企業からは、支援を求める声が多く上がっている。



仙台・・日本政策金融公庫では、石巻支店が被災して営業できないことにより、仙台支店において石巻支店分も含めて相談に応じており、長蛇の列



石巻・・石巻支店が被災した日本政策金融公庫では、石巻商工会議所の一隅を使って、出張相談



石巻・・商工会議所に設けられた特別相談窓口(一階部分が被災のため、二階に仮設)列を作り順番を待つ多数の相談者 9

6. 商工会・商工会議所など中小企業を現場で支える機能の低下

沿岸部の小規模のまちは多くが商工会の地域であり、商工会等も津波で被災した結果、施設や人員の面で中小企業の相談対応が十分に行えない状況にあるなど、中小企業支援が困難になっている事例が多数生じている。

今回の震災によって被害を受けた商工会・商工会議所

	商工会	商工会議所
施設数	1,007	237
被災箇所数	166	20
うち、全壊・半壊	22	6
うち、一部破損	138	14

※いずれも本所、支所を合わせた数となっている。



被害を受けた石巻商工会議所



松島町 商工会館・仮事務所において相談を実施

東日本大震災により被災された
中小企業の方々に対する支援について

中小企業庁

1. 資金繰り支援

当面の資金繰り支援策として制度や体制の拡充とともに、出張相談会を開催。

1. 公庫による貸付制度や信用保証制度の拡充

- (1) 23年度上期のセーフティネット保証については、対象業種を原則全業種(82業種)に拡大して実施中。
- (2) 震災の激甚災害指定等に伴い災害関係保証、災害復旧貸付を発動。

2. 信用保証協会の財務基盤強化

被災地の保証協会が当面の運転資金や設備資金のニーズに対して積極的に保証を行えるよう、各保証協会の財政状況を踏まえ、岩手、宮城、福島の3協会に総額約75億円の無利子貸付を実施予定(全国信用保証協会連合会の基金を活用)。

3. 体制の拡充

- (1) 23年度においては、日本公庫の定員削減計画を凍結。
- (2) 公庫等においては、他地域からの職員やOBの応援派遣を実施。さらに、臨時職員の増員等について検討。

4. 被災地における出張相談会(金融相談)の開催

日本公庫、商工中金等において、被災地における出張相談会を57ヶ所で延べ63回開催(4月12日時点)。4月、5月も引き続き開催(現時点で35ヶ所延べ50回)の予定。

2. 被災した施設の再建と事業の再開に向けた取組

1. 仮設店舗・仮設工場の整備

- (1) 震災により大きな被害を受けた地域において、早急に仮設店舗・仮設工場の整備を行う。
- (2) このため、具体的なニーズの把握と設計準備調査を実施するため、仙台、盛岡、福島等に中小企業基盤整備機構の職員計37人(建築士、技術士等の専門家を含む)を派遣(4月10日～)。同時に、中小企業庁職員も派遣し、自治体等との調整を担当。

2. 中小企業に対する技術専門家の派遣

自動車産業等のサプライチェーンにかかわる被災中小企業等の復旧・復興のため、業界団体等を通じて現地の具体的なニーズを踏まえ、設備補修・生産管理等の専門家を中小企業基盤整備機構より現地に早急に派遣する。

3. 中小企業基盤整備機構においては、これまで以下のような取組も実施。

(1) 現地支援拠点「中小企業復興支援センター」の設置

※福島は、「中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島」

現地の情報収集の拠点として、仙台、盛岡、福島の3箇所にセンターを設置。

(2) 専門家チームの被災地域への派遣

地元自治体、中小企業団体等から復旧・復興に向けた課題・要望を直接調査するため、5県166市町村に対して、中小機構職員・専門家から成るチームの派遣を打診。皮切りに、3チームが、八戸(3月30日～4月1日)、石巻(3月31日～4月2日)、久慈(4月6日～8日)を訪問。

3. 原子力発電所の事故に係る輸出時の風評被害への対応

福島原子力発電所の事故を受け、各国から日本製の鈾工業製品に対する懸念が広がっていることから、外交ルートで働きかけるとともに、事業者には検査機関を紹介。

1. 各国への働きかけ

各国・地域の関係当局が過剰に反応し、科学的根拠に基づかない形で商品忌避や過度な検査要求がなされないよう、個別に働きかけを実施。

2. 国内での取組

輸出向け鈾工業製品に対する風評被害に対して、以下の取組を実施。

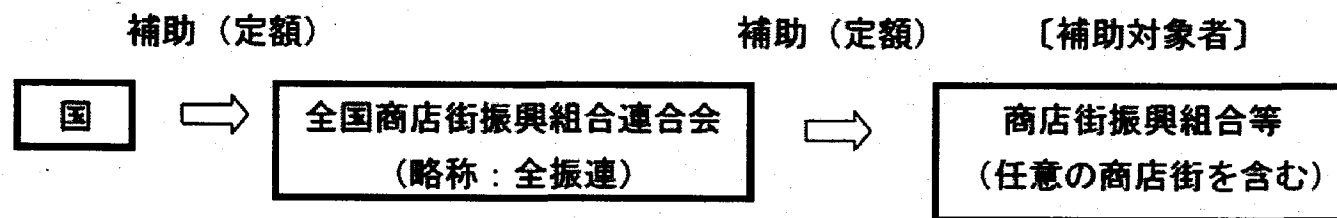
- (1) JETROにて、諸外国の動向を現地で調査し、HPで情報提供するとともに、トラブルが発生した際の対応などについて緊急相談窓口や全国36ヶ所の貿易情報センターで個別に企業の相談に対応。
- (2) 放射線量の検査機関を紹介
- (3) 各地の商工会議所による、簡便な形での証明書発行の取組を事業者にも周知
- (4) 日本貿易保険(NEXI)が、貨物の輸入制限・禁止等による損失が貿易保険によってカバーされる事例を周知するとともに、震災復興支援ダイヤルを設置。

日本貿易保険 震災復興支援ダイヤル…0120-670-094
(フリーダイヤル)

4. 被災した商店街の復旧支援

被災地の復旧を一日も早く軌道に乗せるためには、地域のコミュニティの機能を回復させることが重要。

このため、コミュニティの重要な担い手である商店街について、地震や津波により被害が生じた施設の補修や障害物除去に要する費用を補助する事業を、既存の予算措置を活用して実施。



(1)【第1次公募】商店街振興実践事業(災害復旧事業)

予算規模：4億円(1件あたり 上限500万円、下限30万円)

交付決定団体数：96件(青森県2、岩手県6、宮城県32、福島県11、茨城県4 等)

(2)【第2次公募】商店街振興実践事業(災害復旧事業)

予算規模：2億円の内数(1件あたり 上限500万円、下限30万円)

ただし、施設の補修に係る費用は上限100万円、下限30万円)

公募期間：平成23年4月11日(月)～平成23年4月22日(金)

事業実施期間：平成23年4月下旬～年度内

5. 被災中小企業に対する相談・広報の展開

1. 商工会・商工会議所の相談機能の強化

被災地において独力での相談対応が困難となっている商工会・商工会議所に対し、中小企業支援ネットワーク強化事業(平成23年度事業)を活用して、相談員を派遣し、現地における緊急の相談体制を整備。

【応援人材の登録】 379名(中小企業診断士、企業OB等)(4月12日時点)

【当面の予定】 仙台商工会議所、福島商工会議所、盛岡商工会議所(4月11日～)、石巻商工会議所(4月12日～)に対して派遣を実施。さらに、陸前高田商工会、山田町商工会への派遣を予定。

2. 現場に届く広報の強化

関係省庁の協力を得て、金融面(資金繰り)、雇用面(雇調金・失業給付)、税制面の支援策を一冊にまとめた「中小企業向け支援策ガイドブック」を作成し、利用者の立場に立った広報を徹底。

6. 今後の施策(主要検討事項)

1. 金融支援

- ①信用保証に関して、直接的に被災した中小企業者以外も含めた被災中小企業者を対象に、利用枠の拡大や保険填補率の拡充等。
- ②被災中小企業者に対する公的融資(公庫・商工中金)の金利の引き下げ等。
- ③中堅・大企業向けの危機対応の低利融資等の拡充。
- ④農業・漁業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化。

2. 施設の復旧・整備支援

- ⑤被災地域の中小企業等が地域で一体となって進めるサプライチェーンの立て直しや商店街の復興などに不可欠な施設復旧・整備を支援するスキームの創設。
- ⑥自治体や企業に余力のない津波により壊滅的な被害を被った地域において、地域の中小企業が共同で利用可能な貸店舗・貸工場を整備。

3. その他

- ⑦被災地の物産販売やイベント、農商工連携支援などにより、被災中小企業の販路開拓を支援。
- ⑧被災中小企業の広域的な取引あっせんを実施。

夏期の電力需給対策の骨格

平成23年4月8日
電力需給緊急対策本部

はじめに

未曾有の大震災により、東京・東北電力管内の供給力は大幅に減少。これによって生じた需給ギャップに対処するため、やむを得ない緊急措置として計画停電を実施。これまでのところ、両電力管内の需要家の方の節電への取組もあり、「大規模停電」を回避。

しかし、今後、一旦は改善する見込みの需給は、夏に向けて再び悪化。これに対し、需給両面の抜本対策を講じなければ、計画停電とその下での弊害から脱却できない。このままでは、国民生活やとりわけ国の活力の源である産業活動が疲弊し、震災からの復興と日本経済の再出発は望めない。

このため、官民一体となった創意工夫によって、この難局から脱するべく、以下のような認識とそれを踏まえた対策をどう取り進めるかについて、両電力管内の国民各層や産業界の理解と叡知を集める協力をお願いしたい。

1. 今夏の電力需給の見通し

(1) 東京電力の今夏の需給バランス

・東京電力の供給力は、震災直後に約3,100万kWまで低下した後、3月末には3,600万kW程度まで回復。今後、発電所の追加的な復旧及び定期検査からの復帰等により供給力は徐々に増加。現時点では、需要のピークを迎える夏までには、4,500万kW前後の供給力を見込む。

(注)揚水は、需給バランス悪化により、夜間の汲み上げが不十分になるおそれがあり、供給力に含まず。また、日々の供給力は、他社との融通や天候により変動がありうる。

・今夏のピーク時需要は、節電意識の浸透等により減少が見込まれるものの、現時点では、最大ピークとして約5,500万kWを想定。(昨年夏は、気温が著しく高かったこともあり、最大ピークは約6,000万kW)

・この先当分の間、計画停電が発動される可能性は低くなっているが、夏には需給ギャップは再び拡大。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に1,000万kW程度、昨年並みのピーク(約6,000万kW)を想定した場合には1,500万kW程度の供給力不足の恐れ。

(2)東北電力の今夏の需給バランス

・東北電力の供給力は、震災直後に約900万kWまで低下した後、3月末には1,100万kW程度まで回復。今後、長期計画停止火力の復帰等を行い、現時点では、夏までに1,150万kW前後の供給力を見込む。

・今夏のピーク時需要は、震災の影響や節電意識の浸透等により減少が見込まれるものの、現時点では、1,300~1,380万kWを想定。(気温が著しく高かった昨年並みを想定すると、最大ピークは約1,480万kW)

・東北電力管内では、当面、計画停電が実際に発動される可能性は低いが、震災からの復興と冷房需要の増大等により、夏の需給ギャップが顕在化。現時点での需給見通しでは、最大ピーク時に、150~230万kW程度、昨年並みの猛暑を想定したピーク(約1,480万kW)の場合は約330万kWの供給力不足の恐れ。

2. 今夏の需給対策の基本的考え方

(1)計画停電からの脱却とその狙い

・計画停電は、震災により大幅な需給ギャップが生じた中で、不測の大規模停電を生じさせないために、やむを得ない緊急措置として採用。

・国民・産業界の節電への取組もあり、需給バランスは改善。需給が緩和していく中で、今後とも節電への取組が維持・強化される前提で、計画停電の「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。これは、原則として常に通電されている状態への転換を意味する。

・一方、夏には、需給ギャップが大きく拡大。これに対し、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持するため、供給力の積み増しに向けたあらゆる手段を講ずるとともに、事業活動のあり方やライフスタイルにも踏み込んだ抜本的な需要抑制対策を講ずることが必要。

・その際、予めピーク時間帯の使用最大電力(kW)の抑制幅を示し、需要家が、作業時間のシフトや休暇の長期化・分散などに創意工夫をこらして計画的に取り組むことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤でもある企業の生産・操業に極力支障のないような仕組みを考えることが肝要。

(注)計画停電は、需給両面の対策で需給ギャップの解消ができなかった場合の、セーフティネットと位置付ける

(2) 対策が必要な需給ギャップの量

・東京・東北電力管内においては、現時点での需給見通しによれば、1,000万kW程度(東京)、150～230万kW程度(東北)の需給ギャップが存在。さらに、昨年並みの猛暑を想定した場合には、1,500万kW程度(東京)、330万kW程度(東北)のギャップとなる。

・したがって、現時点では、最大で、東京で1,500万kW程度、東北で330万kW程度のギャップを解消することを目標として、需給両面の対策を検討することとする。

・一方、需給ギャップの見通しは、今後の供給力の確保状況、需要見通しによって変化。したがって、需給見通しと必要対策量を随時見直し、需要抑制による国民・経済活動への負担が過剰なものとならないよう適切に情報提供することとする。

(注)特に需要見通しは、復興の状況、天候、節電意識等に左右され、今後の推移を見守る必要。

(注)電気事業法に基づく報告徴収を東京・東北両電力会社に命令し、需給見通しを提出させることとする。

(3) 国民の参加

・供給側が一方的に需給ギャップを調整する計画停電に頼るのではなく、国民・産業界等すべての需要側が、一層の創意工夫を行うことで対処するという、国民参加の運動としていくことを目指す。

3. 供給面の対策

(1) 今夏に向けた短期的な対策

東京電力管内で500万kW程度、東北電力管内で50万kW程度の供給力の積み増しを目指す。

・火力発電所(共同火力を含む)の復旧・立ち上げ
被災状況を確認し、復旧可能性を追求。

・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設

系統余力の上限まであらゆる種類の緊急設置電源の導入を目指す。このため、今般の震災により失われた電気供給力を補うための火力発電設備の設置について、災害復旧事業として位置付けられたものは環境影響評価法の適用除外となることを確認するなど各種環境整備に努める。

・自家用発電設備(自家発)の活用

管内の自家発電設備を対象に調査を実施し、新規の調達先を含めて電力による買取の確実化を図る一方で、自家発電設置者に対して、売電を要請。

・揚水発電の活用

(2) 今夏以降に向けた対策

・火力発電所(共同火力、IPPを含む)の復旧・立ち上げ

今夏までに立ち上がらなかった火力について、被災状況を確認し、早期の復旧可能性を追求。

・火力発電所等の新設・増設

現在建設中の火力発電所の運転開始の前倒しを目指す。

・緊急設置電源(ガスタービン等)の新設

海外からも含めた据え置き型ガスタービンの更なる設置を追求。

・地域間連系線の増強

既設FCの増容量の早期実現と更なる増強提言の具現化を図る。また、更なる地域間連系線増強に関する中期的なマスタープランを策定。

・再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱等)の導入促進

・分散型電源の導入促進

・関連の研究技術開発の促進

4. 需要面の対策

・東京電力管内で、少なくとも1,000万kW以上、東北電力管内で280万kW以上の需要抑制を図ることを目標とする。(供給面の対策と併せ、需給ギャップを十分に解消できる量として想定。)

・大口需要家、小口需要家、家庭の部門毎に、抑制可能性も加味して需要抑制の目安となる目標を設定し、以下のとおり、4月末の成案とりまとめまでに、需要家が多様な措置の組み合わせ等によりこれを達成する方策を官民あげて検討し、最終的に目標数値を決定することとする。

・使用最大電力(kW)を抑制することを基本とする。

・抑制目標は、東京電力、東北電力管内それぞれの需給状況に応じて設定することとなるが、現時点では、両者において抑制すべき需要量が総需要量に占める割合はほぼ同じであり、共通の目標を設定することとする。

(1)大口需要家（契約電力500kW以上） 【25%程度抑制】

・個別の需要家(事業所)(注)は、ピーク期間・時間帯(例えば、7～9月(平日)の10時～21時)の最大使用電力を25%抑制するための具体的取組と、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等のライフスタイルの変革につながる取組について計画を策定し実施。

(注)需要家には政府及び地方公共団体を含む。以下同じ。

・需要抑制の実効性及び需要家間の公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用。その際、事業活動の実態を勘案し、同業・異業の複数事業者が共同して需要抑制を行うことも可能とするスキームの導入を検討。

(2)小口需要家(契約電力500kW未満の事業者) 【20%程度抑制】

・個別の需要家(事業所)は、ピーク期間・時間帯における最大使用電力の20%抑制に貢献するため、具体的目標を設定するとともに、空調・照明機器の節電、営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長・分散化等をするための具体的取組について自主的な計画を策定し、公表。所管省庁は、計画の策定、公表を促す。

・政府は、目標達成のためのメニュー例(空調、照明、OA 機器等の節電)を提示するなど、これを支援するとともに、計画を策定した需要家が節電行動を分かりやすく表示するよう促す。また、節電に積極的な需要家の取組を一覧できるサイトを立ち上げ、その取組を国民に広く示す。

・所管省庁・業界団体・自治体等を通じて個別の需要家の取組を強力に進めるとともに、適切な情報提供や巡回節電指導を行うことで、国民運動を展開。

(3)家庭・個人 【15～20%程度抑制】

・節電に向けた気運を高め、家庭に対してもピーク期間・時間帯における最大使用電力の15～20%抑制を目標に、国民運動を積極的に展開。地方自治体、業界団体や学校とも幅広く連携。

▶ メディア、地方自治体、業界団体、学校等のあらゆるルートを通じ、家庭で

の節電意識の徹底を図る。

- 「どのような行動をとればどの程度節電ができるのか」(例:冷房を2℃高くすると、●kW の節電に貢献)といった分かりやすさに配慮しつつ、国民向けの対策メニュー例を提示。

・節電を促す制度的手法についても検討。

・日々の電力需給データの「見える化」を徹底することで、消費者・事業者の節電意識を一層高める。既に電力会社及び省庁ホームページで掲示されているところ、テレビ放送・公共交通機関の画面表示等においても掲示されるよう働きかける。

・ピーク期間・時間帯に配慮した大型イベントの開催・放送を促すとともに、学校等における節電教育の実施を促し、家庭・個人の電力消費の抑制を進める。

5. 国民の叡知の結集

・「節電」への社会的関心がかつてないほどの高まりを見せる中、例えばポータルサイトを活用して国民から「節電」のアイデアを広く募集するなど、積極的に国民の意見を募集し、国民運動につなげる。

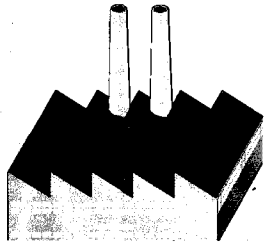
6. 今後のスケジュール

・今後、本骨格(案)を踏まえ、電力需給緊急対策本部及び同幹事会において、需給対策の部門毎の対応のあり方、具体的な内容を検討。

・4月末日途で、電力需給緊急対策本部で、全体としての実効ある政策パッケージを取りまとめる。

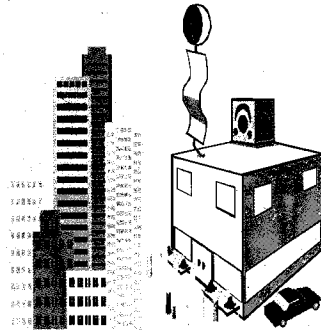
夏期節電対策の具体例

大口・小口需要家



産業分野
(製造業他)

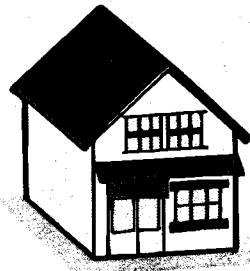
- ・生産プロセスの一層の合理化、設備運用の最適化
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・操業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化 他



業務分野
(オフィスビル、商業施設、飲食店、ホテル、学校他)

- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・照明の削減(窓際での消灯、ネオンの消灯など)
- ・空調時の換気量調整(今より少なく)
- ・建物の遮熱性向上(窓に遮熱フィルム、ブラインド他)
- ・パソコン、プリンター等のOA機器の使用削減等
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・営業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化
- ・節電ビズ(クールビズの一層の強化) 他

家庭



- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・扇風機の利用(エアコンの代わりに扇風機を)
- ・照明の消灯(昼間は使わない)
- ・家屋の遮熱性向上(すだれやカーテンの利用を)
- ・待機電力の削減(使わない家電はコンセントを抜く)
- ・省エネ家電製品の導入(白熱電球からLED・電球型蛍光灯など)
- ・節水の推進
- ・家族はなるべく一部屋で団らんを
- ・電力需要ピーク期の家族旅行 他

夏期の電力需給対策について

平成23年4月8日
電力需給緊急対策本部

(東京・東北電力管内の電力不足を需給両面の抜本対策で乗り越える。)

- 未曾有の大震災により、東京電力・東北電力管内の供給力が大幅に減少。計画停電導入のやむなきに至り、国民生活や産業活動に大きな影響。
- 夏の更なる需給逼迫を、政府・電力会社・国民各層が一体となった需給両面の抜本対策で乗り越えていく必要。

(計画停電の「実施が原則」から「不実施が原則」へ)

- 国民各層の節電努力が実を結び、今春の需給バランスは改善。計画停電の「実施が原則」の状態から、「不実施が原則」の状態へ移行する。これは、原則として常に通電されている状態への移行を意味する。

(夏場に向けた取組み — 需要家が、必要な生産活動等を確保できるよう、より計画的に対応しやすい仕組みへ)

- しかし、夏には需給ギャップが大きく拡大。これに対し、計画停電の「不実施が原則」の状態を維持するため、供給力を積み増すとともに、東京電力・東北電力管内の国民各層と、心を一つに抜本的な需要の抑制に取り組んでいきたい。
- その際、予めピーク時間帯の使用最大電力(kW)の抑制幅をお示しし、需要家の方々が、作業時間のシフトや休業日程の長期化・分散化などに創意工夫をこらして計画的に取り組んでいただくことにより、消費者や、とりわけ国の活力の源であり、また復興の基盤でもある企業の生産・操業に極力支障のないような仕組みを考えることが肝要。

(需給対策パッケージのイメージ)

- 具体的には、東京電力管内で最大1500万kW程度と見込まれる需給ギャップに対し、500万kW程度の供給力の上積みと、1000万kW以上の需要抑制を目指す。
- 同様に、東北電力管内で最大330万kW程度と見込まれる需給ギャップに対し、50万kW程度の供給力の上積みと280万kW以上の需要抑制を目指す。
- このため、ピーク時間帯(例えば、7月～9月の10～21時)に、最大使用時の電力(kW)を、大口需要家には25%程度、小口需要家には20%程度、家庭・個人には15～20%程度の引き下げを目安として設定し、制度的手法も含め、これを達成できるような方策を検討していきたい(4月末の取りまとめに際しては、最終的な目標数値を決定する。)

注: 需要家には政府及び地方公共団体を含む。

- 大口・小口の需要家については、具体的な取組みについて計画を策定し実施することとし、特に大口需要家については、その実効性・公平性を担保するため、電気事業法第27条を活用する。
- 東京電力・東北電力管内の節電を国民運動として進めていきたい。特に、従来の取組に加え、例年より夏休みの日数を増やしたり、休みが重ならないようにするなど、社会全体で取り組むことで効果が大きくなるような取組も重要。
- こうした取組について、十分な情報を提供し、計画的に需給ギャップの解消に取り組めるようにする。政府も節電を自らの問題として、国民の皆さんとともに取り組んでいきたい。
- 国民各層の創意工夫を結集し、4月末を目処に政府としての実効ある政策パッケージをとりまとめることとしたい。

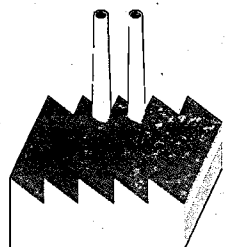
(万一のときのための対策)

- 計画停電は万一のときのセーフティネットへ。
- 万一の発動時にも貴重な人命が損なわれることのないよう、①医療機関、在宅の人工呼吸器使用者等の電力の確保、②熱中症対策等に最大限取り組む。

夏期節電の主要な取組例

大口・小口需要家

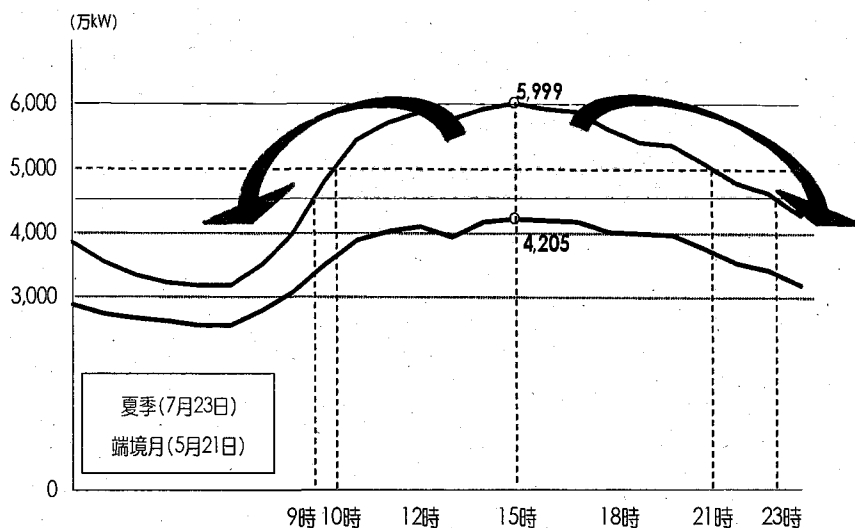
産業分野
(製造業他)



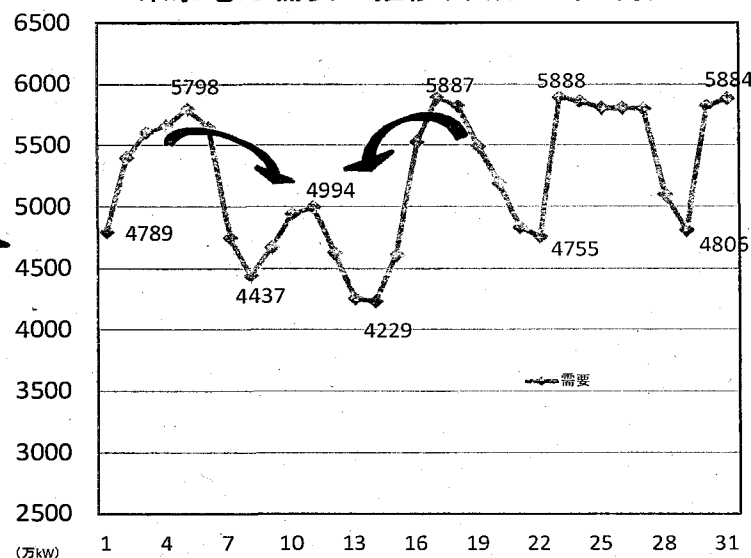
- 工場などの操業時間を短くしたり、早朝・深夜にずらす。
- 休業日を関係者間で互いに重ならないように分散して設定する。
- 夏休みの日数を増やすとともに、関係者間で互いに重ならないように分散して設定する。

→ 政府は、取組例を示すなど十分な情報提供を行うことなどを通じて、事業者をサポートする。

昨年の夏季・端境期の最大需要日における供給パターン



東京電力需要の推移(平成22年8月)



夏期節電の主要な取組例

大口・小口需要家

業務分野

(政府、地方公共団体、
オフィスビル、商業施設、
飲食店、ホテル、学校他)



- 空調の設定温度を1℃引き上げるにより、ビル全体の消費電力の概ね3～4%を削減する。
- 照明の間引き、ネオンの消灯等により照明を半減し、ビル全体の消費電力の概ね5%を削減する。

家庭



- 空調の設定温度を1℃引き上げるにより、家庭の消費電力の概ね3～5%を削減する。
- 使わない家電はコンセントを抜くことにより、家庭の消費電力の概ね1～2%を削減する。

(注) 数値はいずれも試算値

計画停電による国民生活への影響への対応

○計画停電による国民生活への悪影響を緩和するため、可能な限り対応。

○これまでの対応の主要事例

1. 鉄道

- ・変電所の運用や鉄道のダイヤ編成等の工夫により、電力消費の抑制を図りつつ、計画停電に伴う運行の混乱を改善。

2. 医療

- ・医療機関等について、緊急かつ直接的に人命に関わることを考慮し、変電所の運用改善等によって停電による影響をできる限り緩和。
- ・自家発電施設を保有していない医療機関に対して、自治体からの情報や個別 問い合わせ等を考慮し、東京電力が電源車を派遣。
- ・在宅で人工呼吸器を使用している患者に対しては、厚生労働省が主治医、 訪問看護ステーション等に注意喚起。 また、国立病院機構等に患者の緊急 相談窓口を設置。